

氏名(本籍)	あ だち けん き 足立研幾(京都府)
学位の種類	博士(国際政治経済学)
学位記番号	博甲第3064号
学位授与年月日	平成15年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	国際政治経済学研究科
学位論文題目	対人地雷禁止レジーム —規範の形成過程における言説対抗—
主査	筑波大学教授 P h . D . (国際関係論) 赤根谷 達 雄
副査	筑波大学教授 P h . D . (政治学) 岩 崎 美 紀 子
副査	筑波大学教授 博士 (法学) 波多野 澄 雄
副査	筑波大学教授 博士 (法学) 辻 中 豊

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」(対人地雷全面禁止条約)(1997年採択、1999年発効)の締結に注目し、同条約に基礎づけられた対人地雷禁止レジームが形成されるに至る政治過程を理論、実証の両面から包括的かつ体系的に分析した論文である。

冷戦の終焉を迎えた1990年代、国際社会では、民間一般人に多数の犠牲者を出していた対人地雷問題に対する関心が高まった。冷戦が終わり、米ソの全面核戦争の脅威が遠のくにつれ、人々の関心は、深刻化する地域紛争と、頻発する対人地雷による惨禍に移っていった。対人地雷の被害の甚大さや非人道性を糾弾する議論は冷戦時代に既になされていたが、冷戦期には、世界の諸国家は、対人地雷の軍事的有用性を重視し、対人地雷の使用に関する規制を特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW: Convention on Conventional Weapons)に附属する議定書の中で規定するだけに止まった。冷戦が終わり、国際社会の関心が対人地雷の非人道性に向けられるようになった。主要国は、CCWの改訂によって、使用の規制強化だけで対処しようとした。しかし、対人地雷の全廃を訴えてきた国際NGOやその趣旨に賛同したカナダ等の中級国家は、使用規制の強化だけでは対人地雷の問題は解決しないとの考えから、対人地雷の全廃に向けて、国際会議を主導していった。その結果採択されたのが対人地雷全面禁止条約であった。

本論文は、対人地雷全面禁止条約及びレジームの形成に至る政治過程を、各主要国内と国際交渉の両レベルで丹念に追うと同時に、理論的にはレジーム形成にかかる「構成主義」の分析視角に依拠し、その過程を、「対人地雷は非人道的兵器であり、全廃されなければならない」という言説と、「対人地雷は軍事上有用で、安全保障上必要な合法兵器である」という二つの対抗言説の対立・綱引きのなかで、前者が政治的に勝利を収めていく過程として捉え、分析しようとするものである。

本論文「はじめに」において、本研究が有する実際的重要性と学術上の意義を説明した後、第1章では、対人地雷問題の深刻な現状と、1990年代以降、対人地雷が重要な国際問題として取り上げられるに至った背景を、(1)冷戦の終焉と(2)国際NGOによる問題提起という二つの要因に着目し、詳細に分析した。

第2章では、本論文の理論的分析枠組みである国際レジーム論に関し、既存の諸理論を批判的に整理・概観し、それを踏まえた上で、本論文の分析枠組みを提示した。国際レジームの形成を説明するモデルとしては、パワーや国益を重視する「合理モデル」と、規範の形成・変化に着目した「構成主義モデル」に大別されるが、それぞ

れのモデルの利点と弱点を整理した上で、対人地雷禁止レジームの形成を説明するために、両者を折衷したモデルを構築している。即ち、対人地雷禁止レジームの形成を説明するためには、構成主義的観点から、対抗言説の綱引きの過程としてレジーム形成を捉える必要があること、また綱引き過程の分析では、伝統的合理モデルのパワーや国益概念に着目する必要があることを明らかにした。

第3章では、対人地雷が、各主要国内及び国際社会で政治問題化していった過程を豊富な資料に基づき詳細に跡づけた。即ち、アメリカ、カナダ、日本、フランスのそれぞれの地雷政策とその変容、ならびに対人地雷問題がCCW再検討会議で取り上げられるに至る過程に焦点を当てて分析した。

第4章では、対人地雷問題を解決するためにCCW再検討会議においてなされた様々な提案と各国の立場、そして国際交渉過程を丹念に分析した上で、CCW再検討会議の成果の限界とその理由を明らかにした。即ち、CCW再検討会議に参加した各国の立場は、基本的に各国の安全保障関係の省庁の利害を反映したものであり、そこでは、対人地雷は、他の手段で代替することができない「軍事的に有用な合法兵器である」との言説が終始支配的であったことがその理由であった。

第5章では、対人地雷全面禁止条約の採択に至る一連の国際会議（オタワ会議、ブルッセル会議、オスロ会議）—一通称「オタワプロセス」—に際しての各国の態度、各国内の国内政治状況、国際交渉上の駆け引き、NGOの役割などを、豊富な資料をもとに、詳細に解明した。オタワプロセスでは、条約調印に消極的で、条約の骨抜きを狙っていた大国を条約の交渉過程から排除する形で、厳格な対人地雷全面禁止条約の採択に成功した。その過程で繰り返し強調されたのが、「非人道的な対人地雷は全廃されなければならない」という言説であり、次第にこの言説が多くの国で支配的な言説となっていった。

第6章では、補足的な統計分析を行った。即ち、3章～5章においては、アメリカやカナダ、日本等の主要国がいかなる要因から対人地雷全面禁止条約に対する態度を決定するに至ったのかを詳細に分析したが、これら以外の諸国の立場については余り論じていない。第6章は、この点を補足するために、すべての国を対象に、統計的手法で分析した。この統計分析により、対人地雷を人道問題として捉えるNGO活動や世論の有無が、諸国の前向きな姿勢に統計上有意な影響を及ぼしていたことを明らかにした。

終章では、本論文の全体を総括した上で、対人地雷全面禁止条約及びレジームの形成は、対抗言説の綱引きとその帰結という観点からうまく説明できることを示した。即ち、著者によれば、対人地雷問題を捉える文脈を、安全保障上の観点に立つ言説から人道的観点に立つ言説に変化させることに成功したことが、他の要因とあまって、対人地雷禁止レジームの形成において決定的に重要であった。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、規範の形成における言説対抗という視角から、対人地雷禁止レジームの形成を理論的、実証的に解明しようとしたものである。

本論文の第1の貢献は、対人地雷禁止レジームの形成についての、はじめての本格的な実証研究であるという点にある。これまで本テーマについては、当事者による著作や学術雑誌の論文はあったものの、主要国（アメリカ、カナダ、日本）を網羅する詳細な分析を行ったのは、本研究が初めてである。本論文は、多数のインタビューによって得られた情報を含め、豊富な資料に依拠している。新たに明らかにされた事実も多い。

第2の貢献は、対人地雷禁止レジームの形成を、対抗言説間の綱引きという分析視角を用いることで、説得的に説明することに成功したことである。対人地雷を安全保障上の 이슈として捉える限り、対人地雷の使用規制については合意できても、全廃を達成することは不可能であった。対人地雷の全廃を訴えるNGOやその趣旨に賛同した中級国家が、対人地雷を人道問題として捉えるよう主張し、最終的にそのような言説が各国及び国際社会において勝利を納めることで、対人地雷の全廃条約の採択に漕ぎ着けることができたのである。

第3は、国際レジーム論における理論的貢献である。レジームの形成を説明するモデルとしては、パワー、利益、信条・知識体系、規範といったそれぞれの要素に着目するモデルがある。本論文では、対抗言説の綱引きと、その帰結としての規範の変化ならびにレジーム形成という「構成主義」的立場に立脚しつつも、他の説明モデルも組み合わせた折衷型のモデルを提示している。各モデルを適切に組み合わせることで、レジーム形成を説得的に説明できることを明らかにした意義は大きい。また従来の国際レジーム論は、「合理的行為者モデル」を基本とし、国家を単一の行為体とみなしてモデル化したものがほとんどであったが、国内政治と国際政治の相互作用、国内政治における世論の役割、国際NGOが国際世論の喚起において果たした役割など、従来の説明モデルでは十分でなかった視点や論点をも取り込むことに成功している。

本論文に問題がないわけではない。筆者は、実証的にも、理論的にも、意欲的に多くのものを取り込もうとしたために、本筋が見えにくくなっている嫌いがなくもない。しかし、この点は、本研究の実証的包括性と裏腹の関係にあるともいえるもので、本論文のメリットを大きく損なうものではない。また、理論的な斬新性を有する本論文は、今後、他の兵器についての国際禁止レジームの形成について考察する際に、様々な示唆を与えるものとなっている。

よって、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。